

(別 添)

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める
特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)
(違法伐採関係、ディスプレイ及び自動車)

別 記

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
フォーム用紙	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 <u>バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)</u>が原料として使用される場合にあつては、<u>原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</u> 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 <u>バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)</u>が原料として使用される場合にあつては、<u>原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p>

<p>インクジェットカラープリンター用 塗工紙</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 <u>バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</u> — 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 <u>バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p>
<p>ジアゾ感光紙</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 <u>バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</u> — 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 <u>バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p>

備考）バージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年 月 日)に準拠して行う。

なお、平成18年4月1日以前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

【印刷用紙】

<p>印刷用紙 (カラー用紙を除く)</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 <u>バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)</u>が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 — 塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。 — 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 — 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 <u>バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)</u>が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
<p>印刷用紙(カラー用紙)</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 <u>バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)</u>が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 — 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 — 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 <u>バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)</u>が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

備考) バージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年 月 日)に準拠して行う。

なお、平成18年4月1日以前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

【衛生用紙】

トイレ トイレット ペーパー	【判断の基準】 古紙パルプ配合率100%であること。
ティッシュ ペーパー	【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

3. 文具類（共通部分のみ抜粋）

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること <u>木質の場合にあっては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されていること。</u> 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 <u>紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</u></p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 <u>金属を除く主要材料が木質の場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u> <u>金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p> <p>注） 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目については判断の基準（印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。</p>
-------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー」には、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケ

ット及び仕切紙をいう。

- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 4 条に定められた係数とする。
- 7 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 8 市場において文具類に係る判断の基準を満足する製品が増加していること、及びさらなる環境負荷低減を図るため、紙を主材料とする品目、木を主材料とする品目、プラスチックを主材料とする品目及びこれらの材料が複合された品目の判断の基準について、次年度検討の上、可能な品目から見直しを行うこととする（具体的な品目については第 3 回検討会までに検討を実施）。

9 木質材料及びバージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 月 日)に準拠して行う。

なお、平成 18 年 4 月 1 日以前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

4 . 機器類

(1) 品目及び判断の基準等

<p>いす</p> <p>机</p> <p>棚</p> <p>収納用什器（棚以外）</p> <p>ロ - パ - ティション</p> <p>コートハンガー</p> <p>傘立て</p> <p>掲示板</p> <p>黒板</p> <p>ホワイトボード</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されており、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p><u>木質の場合にあっては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されており、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</u></p> <p>紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p><u>紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p><u>金属を除く主要材料が木質の場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p> <p><u>金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p>
--	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボ

ードをいう。

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下と同等のものとは、次によるものとする。
 - ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満たしたもの。
 - イ．上記 ア．以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

- 4 機器類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 5 木質材料及びバージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 月 日)に準拠して行う。
なお、平成 18 年 4 月 1 日以前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

5 - 6 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	<p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることを。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 <u>特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブ等で容易に確認できる製品であること。</u></p>
--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、電子計算機主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 ディスプレイに係る オンモード低電力モード消費電力等の基準

<u>低電力モードオンモード（稼働時）消費電力</u>	<u>ディープスリープモード消費電力移行時間</u>	<u>スリープモード消費電力</u>	<u>オフモード消費電力</u>
<u>45W(1メガピクセル未満) 28XW(1メガピクセル以上)</u>	<u>8W30分</u>	<u>2W</u>	<u>1W</u>

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態をいう。
- 2 「ディープスリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き動作が行われなかった場合、自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。
- 1 「X」はメガピクセル（総画素）数であり、式で得られる消費電力は最も近い整数に切り上げるものとする。
- 2 「オンモード（稼働時）消費電力」とは、製品が電源に接続されて画像を生成する状態をいう。
- 3 「スリープモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態であり、ユーザーまたはコンピュータからの指令によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 4 「オフモード」とは、製品が電源に接続された場合に、画像を表示せず、ユーザーまたはコンピュータからの直接信号によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。

3.5 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。

4.6 ディスプレイの消費電力が常に表に掲げる低電力モードのスリープモード及びオフモードの消費電力以下に維持される場合も、~~基準を満たすものとする。~~また、一定時間動作されなかった後に低電力モード、スリープモードを経ず、直接ディープスリープモードオフモードに移行してもよい。

7 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

10 . 自動車等

10 - 1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	<p>【判断の基準】</p> <p>新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 燃料電池自動車 ガソリン車</p> <p>ア．乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p>ディーゼル車</p> <p>ア．乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p>LPガス車</p> <p>ア．乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が可能な限り使用されていること。</p> <p>アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</p>
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(ただし、判断の基準のうち から については二輪車を、 から については二輪車及び重量車を除く。)とする。

2 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。))であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。)については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル若しくは平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの燃費基準+5%値を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの燃費基準+5%値を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの燃費基準+5%値を満たす自動車若しくは平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又はの自動車のうち、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値	燃費基準+5%値
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上	22.3km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上	19.7km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/L以上	18.8km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/L以上	16.8km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/L以上	13.7km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/L以上	11.0km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/L以上	8.2km/L以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/L以上	6.7km/L以上

表2 ディーゼル乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値	燃費基準+5%値
車両重量が1,016kg未満	18.9km/L以上	19.8km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/L以上	17.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/L以上	13.9km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/L以上	12.5km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/L以上	9.1km/L以上

表3 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値	燃費基準+5%値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上	16.7km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上	14.8km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上	14.2km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上	12.6km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上	8.3km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上	7.0km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上	6.2km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上	5.0km/L以上

表4 ガソリン貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	20.2km/L以上
			構造B	17.0km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	18.0km/L以上
			構造B	16.7km/L以上
		828kg以上		15.5km/L以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造A
	構造B			16.2km/L以上
	703kg以上 828kg未満		構造A	16.5km/L以上
		構造B	15.5km/L以上	
828kg以上		14.9km/L以上		
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/L以上
		1,016kg以上		15.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/L以上
		1,016kg以上		13.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上
			構造B	12.3km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/L以上
	1,516kg以上		9.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	12.5km/L以上
			構造B	11.2km/L以上
1,266kg以上		10.3km/L以上		

備考) 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表5及び6について同じ。

最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

運転者室の前方に原動機を有し、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下表5及び6について同じ。

表5 ディーゼル貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式			17.7km/L以上
	手動式以外のもの			15.1km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	17.4km/L以上
			構造B	14.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/L以上
		1,516kg以上		12.5km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上
			構造B	12.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/L以上
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8km/L以上
1,766kg以上			9.9km/L以上	

表6 LPガス貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造A
	構造B			12.7km/L以上
	703kg以上 828kg未満		構造A	12.9km/L以上
	構造B	12.1km/L以上		
	828kg以上		11.7km/L以上	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上
	1,266kg以上		8.1km/L以上	

(2) 目標の立て方

一般公用車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

一般公用車以外の自動車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

ただし、次に掲げる自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)においても目標を立てるものとする。

ア．電気自動車

イ．天然ガス自動車

ウ．メタノール自動車

エ．ハイブリッド自動車

オ．燃料電池自動車

カ、認定実施要領の基準のうち、~~平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル又は平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあっては表 1 に示された区分ごとの燃費基準 + 5%値を、ディーゼル乗用自動車にあっては表 2 に示された区分ごとの燃費基準 + 5%値を、LPガス乗用自動車にあっては表 3 に示された区分ごとの燃費基準 + 5%値を満たす自動車及び平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあっては表 1 に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあっては表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあっては表 3 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車~~

13 . インテリア・寝装寝具

13 - 4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	<p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されており、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p><u>木質の場合にあっては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されており、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</u></p> <p>紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること</p> <p><u>紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p><u>金属を除く主要材料が木質の場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p> <p><u>金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p>
---------	--

<p>マットレス</p>	<p>【判断の基準】 主要部品(フェルトを除く)に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。 フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------------	--

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの(手術台、ICUベッド等)については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

4 放散速度が0.02mg/m²h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ウ. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満たしたもの。

エ. 上記 ア. 以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

5 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう(ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。)

6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リントー等)を再生した繊維をいう。

7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

8 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

9 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

10 木質材料及びバージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年 月 日)に準拠して行う。

なお、平成18年4月1日以前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木につ

いては、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

17. 公共工事（関係部分のみ抜粋）

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 建設汚泥から再生された処理土であること。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材等	【判断の基準】 コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。

混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
セメント	エコセメント	【判断の基準】 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであること。

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
------------------	-----------	---

備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 吹付けコンクリートであって、 1m^3 当たり 100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。				
塗料	下塗用塗料(重防食)	【判断の基準】 鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。				
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。				
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	<p>【判断の基準】 原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成されたものであること。 再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p> <p style="text-align: center;">別表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">再生材料の原料となるものの分類区分</td> <td style="text-align: center;">前処理方法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">採石及び窯業廃土</td> <td style="text-align: center;">前処理方法</td> </tr> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法					
採石及び窯業廃土	前処理方法					

		無機珪砂（キラ）	によらず対象
		鉄鋼スラグ	
		非鉄スラグ	
		鋳物砂	
		陶磁器屑	
		石炭灰	
		建材廃材（汚泥を除く。）	
		廃ガラス	
		製紙スラッジ	
		アルミスラッジ	
		磨き砂汚泥	
		石材屑	
		都市ごみ焼却灰	
		下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
		上水道汚泥	前処理方法によらず対象
		湖沼等の汚泥	

再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）

【判断の基準】

原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。

再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。

【配慮事項】

重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。

別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	

土木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）	<p>【判断の基準】</p> <p>再生材料を用いた防砂シート、吸出防止材のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原料として再生されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p>
--------	----------------------	--

園芸資材	パークたい肥	<p>【判断の基準】</p> <p>以下の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・ 炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・ 陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・ pH 5.5～7.5 ・ 水分 55～65% ・ 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・ 窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・ リン酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・ 加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上 											
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>【判断の基準】</p> <p>製品に含まれる有害化学物質の含有量（割合）が下記の数値以下であること。</p> <table border="0"> <tr><td>ヒ素</td><td>0.005%</td></tr> <tr><td>カドミウム</td><td>0.0005%</td></tr> <tr><td>水銀</td><td>0.0002%</td></tr> <tr><td>ニッケル</td><td>0.03%</td></tr> <tr><td>クロム</td><td>0.05%</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.01%</td></tr> </table> <p>その他の制限事項</p> <p>ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料が使用されたものであること。</p> <p>イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウ．有機物の含有率（乾物） 35%以上 エ．炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 オ．pH 8.5以下 カ．水分 50%以下 キ．窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ク．リン酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上 ケ．アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。） 	ヒ素	0.005%	カドミウム	0.0005%	水銀	0.0002%	ニッケル	0.03%	クロム	0.05%	鉛
ヒ素	0.005%												
カドミウム	0.0005%												
水銀	0.0002%												
ニッケル	0.03%												
クロム	0.05%												
鉛	0.01%												

備考)「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される当該肥料を含む。

道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】 高压ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が35%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>
------	-----------	--

タイル	陶磁器質 タイル	<p>【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p>
-----	-------------	---

別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂（キラ）	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
廃プラスチック	
建材廃材（汚泥を除く。）	
廃ゴム	
廃ガラス	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化

		上水道汚泥 湖沼等の汚泥	前処理方法によらず対象
--	--	-----------------	-------------

建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。
製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>— <u>間伐材、林地残材又は小径木であること</u> <u>を満たすことが困難な場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p><u>原料として使用される原木（間伐材、林地残材、小径木を除く。）は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p>
	集成材 合板 単板積層材	<p>【判断の基準】</p> <p>間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であること。り、かつ、<u>それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。</u></p> <p><u>を満たすことが困難な場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は、小径木以外の木材にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。</u></p> <p>— <u>居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p><u>間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料として使用される原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断の基準において、「 を満たすことが困難な場合」とは、樹種選択にあたり、やむを得ず寸法、又は、弾力性、耐摩耗性等の機能的特性による制約がある場合を重視せざるを得ない部材については、「製材等」に含まないものとする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質材料の合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年 月 日)に準拠して行う。
- なお、平成18年4月1日以前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

再生木質 ボード	パーティクル ボード 繊維板 木質系セメン ト板	<p>【判断の基準】</p> <p>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せず、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p><u>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。</u></p> <p>— 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p><u>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p>
-------------	--	--

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。

2 木質材料の合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年 月 日)に準拠して行う。

なお、平成18年4月1日以前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</p> <p>再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80% 以上であること。・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85% 以上であること。 <p>【配慮事項】</p> <p>発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p>
照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。</p>
変圧器	変圧器	<p>【判断の基準】</p> <p>エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。</p>

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれな

いものとする。

絶縁材料としてガスを使用するもの

H種絶縁材料を使用するもの

スコット結線変圧器

3以上の巻線を有するもの

柱上変圧器

単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの

三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの

樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの

定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの

風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種類	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単相	50Hz		$E = 15.3S^{0.696}$
		60Hz		$E = 14.4S^{0.698}$
	三相	50Hz	500kVA以下	$E = 23.8S^{0.653}$
			500kVA超	$E = 9.84S^{0.842}$
		60Hz	500kVA以下	$E = 22.6S^{0.651}$
			500kVA超	$E = 18.6S^{0.745}$
モールド変圧器	単相	50Hz		$E = 22.9S^{0.647}$
		60Hz		$E = 23.4S^{0.643}$
	三相	50Hz	500kVA以下	$E = 33.6S^{0.626}$
			500kVA超	$E = 24.0S^{0.727}$
		60Hz	500kVA以下	$E = 32.0S^{0.641}$
			500kVA超	$E = 26.1S^{0.716}$

備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。

2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。

3 E及びSは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：W）

S：定格容量（単位：kVA）

4 表の規定は、日本工業規格 C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1474 及び 1475 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10（モールド変圧器にあっては 1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。

5 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第438号（平成14年12月27日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 冷房の成績係数が1.05以上であること。
-------	--------	---------------------------------

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が25kW以上のものとする。
2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、日本工業規格 B 8622 による。

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 氷蓄熱槽を有していること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷房の成績係数が2.15以上であること。
-------	----------	--

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。
3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h)}}$$

氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合）を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件

単位：

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	-
	定格冷房蓄熱	-	-	25	-

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7 で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力(ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。)を積算したものをいう。

別表2 温度条件

単位：

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	-
	定格冷却蓄熱	25	-

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
-------	--------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷

房能力が 28kW 以上のものとする。

- 2 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

C_c：冷房標準能力（単位：kW）

E_{gc}：冷房ガス消費量（単位：kW）

E_{ec}：冷房消費電力（単位：kW）を 1 kWh につき 10,050 kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

C_h：暖房標準能力（単位：kW）

E_{gh}：暖房ガス消費量（単位：kW）

E_{eh}：暖房消費電力（単位：kW）を 1 kWh につき 10,050 kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格 B 8627-2 又は B 8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。
- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

配管材	排水・ 通気 用再生硬質塩化ビニル管	<p>【判断の基準】</p> <p>建物屋内外の排水及び通気用の硬質塩化ビニル管であつて、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品使用後に回収され、再生利用されるためのシステムが整っていること。</p>
-----	------------------------------	--

備考)「排水用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

衛生器具	自動水栓	<p>【判断の基準】</p> <p>電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。</p>
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	<p>【判断の基準】</p> <p>洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。</p>

	水洗式大便器	【判断の基準】 洗浄水量が 10.5L/回以下であること。
--	--------	----------------------------------

備考) 本項の判断の基準の対象とする「水洗式大便器」は、洋風便器とする。